

傍聴要領

健康おかやま 21 推進会議

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻 10 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会議及び協議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときには、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際には、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛にし、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しない。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ会議及び協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。